

平成26年(ワ)第18301号 損害賠償請求事件

原告 日向 千 絵 外3名

被告 一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部 外1名

## 第 1 準 備 書 面

平成26年11月5日

東京地方裁判所民事第41部合議1E係 御中

|             |   |   |     |
|-------------|---|---|-----|
| 原告ら訴訟代理人弁護士 | 黒 | 寄 | 隆   |
| 同           | 棚 | 橋 | 桂 介 |
| 同           | 重 | 田 | 和 寿 |

第1 被告らの主張(答弁書第3)に対する認否

1 はじめに

(1) 争う。

(2) 第1文は認める。

第2文は争う。

第3文ないし第5文は不知。

2 被告らによる加害行為の不存在

(1) はじめに

全て争う。

(2) 義援金約2億円の活用について

ア 原告らの主張については認め、その余は否認ないし争う。

イ

(ア) 不知。

(イ) 第1文は不知。

第2文は認める。

(ウ) 訴外救援本部が、東日本大震災直後から行ってきた「緊急災害時動物  
救援本部が主体となって個別に全国の各愛護団体等に直接交付する」方  
式による救援活動の実施を見合わせる点とした点は認め、その余は不  
知。

(エ) 全て不知。

(オ) 不知。

(カ) 第1文は認める。

第2文以下は全て不知。

(キ) 第1段落は不知。

第2段落第1文は認め、第2文は不知。

ウ 全て否認ないし争う。

(3) 訴外救援本部が経費のみに義援金を費やしていないこと

ア 否認する。

イ 第1文は不知。

第2文は不知。

第3文は否認ないし争う。

ウ 争う。

(4) 小括

争う。

4 被告らの過失の不存在

(1) 過失に関する原告の主張

原告らの主張については認め、その余は争う。

(2) 訴外救援本部は義援金の使途について可能な限り速やかに検討しているこ

と

ア 全て不知。

イ 全て不知。

ウ 争う。

5 被告東海林に対する請求について  
争う。

6 結論  
全て争う。

## 第2 原告らの主張

### 1 訴外救援本部の過失

#### (1) 概要

訴外救援本部は、被災した動物の救援を謳って義援金を集めたのであるから、被災地の状況を調査し義援金を適切に配分すべき注意義務を負っていた。しかし、訴外救援本部は、被災地の状況を調査して義援金を適切に配分することを怠って、義援金を有効活用しなかったのであるから、上記注意義務に対する違反が認められ、この点に過失がある。

#### (2) 被災した動物の救援とは

##### ア 半ノラ・半飼いの存在

被災した動物とひとくくりに言っても、その中には、飼い主（所有者）を明確に特定できる「ペット」と、人間に全く頼らずに生きる野生動物のほかに、いわゆる「半ノラ・半飼い」（単に「半ノラ」ともいう。）が存在する。

「半ノラ」とは、猫を例にとると分かりやすいが（俗に「地域猫」と呼ばれることもある。）、特定の個人の家ないし敷地の中だけで飼育されているというわけではなく、一定の地域を活動範囲としつつ、その中のいく

つかの家から餌をもらっているような個体をいう。

福島県のような地方では、犬・猫に関して、このような「半ノラ」が多数存在する。

このような「半ノラ」に関しては、放置しておくで繁殖して数が増えてしまう。そこで、福島県のような地方においては、平時、餌をやっている人などが、「半ノラ」に子が生まれると、川に投げ込むなどのほぼ確実に死ぬような手段でその子を遺棄することが多く、そうすることで数の均衡が保たれていた。

#### イ 災害時における「ペット」の救護

東日本大震災のような災害時において、「ペット」に対してなされる救護活動は、以下のとおりである。

まず、「ペット」とおぼしき個体、すなわち特定の飼い主（所有者）が存在することが明白と思われる個体については、飼い主が持ち込むか、またはボランティアがピックアップすることにより、施設に收容されることになる。

収用された「ペット」については、医療ケアを含めた飼育・管理がなされる。「ペット」は、平時において、飼い主によって不妊去勢手術が施されていることも多いが、そうでない個体に関しては、感染予防の目的からここで不妊去勢手術が施される。例えば、猫の場合、猫後天性免疫不全症候群と呼ばれる感染症（ネコ免疫不全ウイルス（*feline immunodeficiency virus*、FIVと略称される。）により引き起こされる諸症状）が存在し、俗にネコエイズとも呼ばれるが、これは交尾等による体液の接触感染や出産時の母子感染により感染し、発症すると、歯肉炎・口内炎の症状が発現するほか、進行すると、ダニや真菌といった日和見感染症による皮膚炎や、食欲減退、脱水、削瘦といった症状を経て死に至ることもある病気である。こうした感染症への感染のリスク

を抑止するため、不妊去勢手術が施されるのである。

そして、特定の飼い主が持ち込んだ個体については、その飼い主が当該個体を引き取れる状況が整えば、飼い主が引き取りに来るし、引き取れる状況が整いそうにないということであれば、飼い主の意思を確認して、当該個体を里子に出したり、施設で飼育を継続したりすることになる。

ピックアップされた個体についても、飼い主を探した上で、飼い主が見つければ上と同様の手順に従うことになる。

#### ウ 災害時における「半ノラ」の救護

「半ノラ」については、施設の収容能力も限られていることから、施設への収容はせず、給水・給餌を行うことになる。そして、「半ノラ」についても、地元住民やボランティアが、自分は飼い主ではないが不妊去勢手術をしてやってほしいと言って、動物病院等に持ち込む例が多数存在し、動物病院等は、感染予防や公衆衛生、動物愛護等の観点から、そうした要請に応じている。

「半ノラ」に対する不妊去勢手術は、本来的には、災害時においてのみ必要とされる活動ではない。英語では「T r a p - N e u t e r - R e t u r n」（「捕獲－不妊去勢手術－返還」の意。「TNR」と略称することもある。）というが、「半ノラ」を含む野良猫や野良犬の個体数を管理・削減するための、安楽死に代わる人道的方策として、平時から、放浪する個体を捕獲し、不妊去勢手術を施した上で、元の場所に返すという手法が推進されている。

福島県においては、平時、餌をやっている人などが、「半ノラ」に子が生まれると、川に投げ込むなどのほぼ確実に死ぬような手段でその子を遺棄することが多く、このような手法は動物愛護法44条3項に違反する行為であり決して好ましいものではないが、そうすることで数の均衡が保たれていた面がある。ところが、東日本大震災によって、人間が生まれたば

かりの「半ノラ」を遺棄することで数の均衡を保つということもできなくなり、「TNR」の必要性・重要性が平時と比較して非常に高まっていたのである。

仮に、「半ノラ」に対する不妊去勢手術をしなかった場合には、「半ノラ」が繁殖して個体数が激増することになってしまい、救護体制が破綻してしまうほか、感染症の拡大、公衆衛生状況の悪化、殺処分数の増加等、好ましくない事態が続発することが予見される。動物愛護法37条1項は、「犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。」と規定するが、この規定の趣旨は、飼い主が明確に定まっている「ペット」のみならず、「半ノラ」にも当てはまるはずであり、少なくとも、動物愛護に積極的に携わる者、動物愛護に関心を持ち寄付を行う人々の間では、「半ノラ」に対しても不妊去勢手術を行うことが必要であるとの共通認識が存在する。

### (3) 訴外救援本部の注意義務

訴外救援本部は、被災した動物の救援を謳って義援金を集めたのであるから、被災地の状況を調査し義援金を適切に配分すべき注意義務を負っていた。

そして、被災地では、衰弱し、健康を保持することが極めて困難となった「ペット」や「半ノラ」が未だに多数存在し、不妊去勢手術を広く行う必要性は平時に増して高まっている。被災地においては、適切な保護収容も必要であるが、それだけでは不十分である。それまで人間に飼われていた、あるいは世話されていた動物が、「半ノラ」として生活することを余儀なくされる中で繁殖に対する本能的欲求を抑えることができず、人間による「間引き」すらも行えない状況では、数が激増することは避けられないからであ

る。このことは、国内外の被災動物の救援に携わる獣医師等の専門家や、被災動物の救援に関心を寄せる者にとっては常識的な事実である。実際、三宅島の噴火の際には、東京都は、200万円以上を被災動物の不妊去勢手術の費用として支出しているし、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の際にも、動物に対する不妊去勢手術が広く行われている。

訴外救援本部が、上記のような被災地の状況を調査して実態を把握し、また被災地における動物に対する不妊去勢手術の必要性について動物愛護組織として常識的な知見を持った上で、被災した動物の救援という目的のために義援金を適切に配分すべき注意義務を負っていたことは明らかである。

#### (4) 訴外救援本部の注意義務違反

訴外救援本部は、上記注意義務を怠り、被災地の状況を十分に調査せず、被災動物の救援に携わる者にとってその必要性が常識であるところの不妊去勢手術に対して義援金を適切に配分せず、義援金の交付を打ち切ったのであり、この点に過失があることは明らかである。

## 2 被告らの主張の矛盾

### (1) 訴外救援本部の救護対象をペットに限定する旨の主張

訴外救援本部は、甲7のテレビ報道に敏感に反応し、ウェブサイトにおいて、義援金はペットの救護事業に限定して使用する、各動物救護団体に対する直接の活動支援金の交付は取りやめる旨の弁明を行った。

### (2) いわき市動物救援本部への義援金の交付

訴外救援本部は、平成25年度に、複数回にわたり、いわき市動物救援本部に合計1800万円の義援金を交付した。

この1800万円は、いわき市動物救援本部が運営するペット保護センターの平成25年度から27年度までの運営費（年間600万円）として交付されたものである。

### (3) いわき市動物救援本部の活動の実態

いわき市動物救援本部は、東日本大震災の翌月である平成23年4月に設立された任意団体であり、いわき市内で保護された放浪動物の救護を行っている。

救護活動にあたっては、首輪がついている動物であれついていない動物であれ、飼い主がいるペットかどうかの区別が困難であるため、こうした区別を問題とせず、あらゆる放浪動物を救護活動の対象としており、「被災動物」にあたらぬからという理由で特定の個体を救護活動の対象から除外したことはない。

ペット保護センターには、平成25年度には犬は20頭前後、猫は10数頭が収容されていたが、平成26年度現在は犬が12頭、猫が3頭である。

上述のとおり、いわき市動物救援本部は、どの個体が「被災動物」にあたるかが明確でないまま、全ての放浪動物に対する救護活動を行っており、それを前提に訴外救援本部から義援金の交付を受けている。

#### (4) 被告らの主張の矛盾

訴外救援本部は、平成24年に、「現地の各動物救護本部の指導監督下のない団体や活動に対しての交付が行われたり、配分・交付された寄付金の収支や業績報告のチェックに多大な労力と時間が必要とされるという課題が見られたことから、現地の各動物救護本部に一括して交付する従来方式を基本とした方が、救護活動を効果的・効率的に進めることができる」との理由で、活動支援金の交付を打ち切っているが、訴外救援本部から直接義援金の交付を受けたいわき市動物救援本部は任意団体であるし、当該義援金をペットの救護事業に限定して使用しているわけではなく、訴外救援本部もこのことを問題視した形跡はない。

とすれば、訴外救援本部が、平成26年2月2日付プレスリリースにおいて、突然救援の対象について「ペット」と限定したことは、それまでの訴外救援本部の活動内容に反しており、1年以上も義援金を有効利用しなかった



ことを正当化するための場当たりの論法であることが明らかである。

### 第3 求釈明

#### 1 答弁書 p. 14 (2) イ (ア)

- (1) 「福島県ではまだ課題が残っていた」の「課題」とは具体的にどのような課題か、明らかにされたい。
- (2) 「訴外救援本部の救援事業は一定の役割を果たすことができた」の「一定の役割」とは何か、明らかにされたい。
- (3) 「平成25年2月、義援金の募集を平成25年3月31日で停止することを決定した」とあるが、福島の支援の必要性を認識しながら義援金の募集を停止したのはなぜか、明らかにされたい。
- (4) そのとき、募金の口座は閉鎖したのか、仮に閉鎖していないとすればその理由は何か、明らかにされたい。

#### 2 答弁書 p. 16 (エ)

- (1) 「義援金の残額の有効な用途についての意見交換」とあるが、この具体的内容を明らかにすると共に、議事録等の資料・記録を提出されたい。
- (2) 「『東日本大震災に関する今後の救護活動の進め方』に関する発表内容についての意見交換」とあるが、この具体的内容を明らかにすると共に、議事録等の資料・記録を提出されたい。

#### 3 答弁書 p. 16 (オ)

- (1) 「喫緊の課題はないという報告を受けた」とあるが、この具体的内容を明らかにすると共に、議事録等の資料・記録を提出されたい。
- (2) 「被災地の各動物救援本部等と意見交換をしながら」とあるが、この具体的内容を明らかにすると共に、議事録等の資料・記録を提出されたい。

#### 4 答弁書 p. 16 (カ)

「継続して検討している義援金残額約2億円を活用する事業は以下のとおり

である」として①～④を挙げているが、それぞれについて現段階での進捗状況を明らかにされたい。

5 答弁書 p. 19イ

「支出の大半は、活動費 1993万8550円である」とあるが、支出先と支出先ごとの金額、支出した時期を明らかにすると共に、その金の流れを示す客観的証拠（領収証等）を提出されたい。

6 答弁書 p. 20（2）ア

(1) 「意見交換会を3回にわたり開催するなどして調査を実施している」「この3回の会議以外にも、電話やメールで意見交換を実施していた」とあるが、この具体的内容を明らかにすると共に、議事録等の資料・記録を提出されたい。

(2) 「面談、メール及び電話にて随時意見を聴取していた」とあるが、この具体的内容を明らかにすると共に、議事録等の資料・記録を提出されたい。